平成２２年（フ）第３１号
茨城県北茨城市磯原町木皿729番地38
債務者　渡辺　　学（旧姓須永）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
　　水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第３４号
茨城県高萩市高戸大字高戸592番地の３リーザ106、前住所茨城県高萩市本町３丁目14番地
債務者　小原亜季子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
　　水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第３９号
茨城県日立市大久保町２丁目３番27号、前住所茨城県日立市大久保町２丁目11番27―201号
債務者　三浦　隆弘
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
　　水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２３号
滋賀県湖南市岩根499番地146　雇用促進住宅３―307号、前住所滋賀県湖南市石部南２丁目４番７号
債務者　古賀フェルナンドこと　ＫＯＧＡ　ＧＡＲＣＩＡ　ＦＥＲＮＡＮＤＯ　ＦＲＡＮＣＩＳＣＯ
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３号
滋賀県守山市播磨田町1075番地10、前住所滋賀県守山市勝部２丁目10番10号
債務者　山川　芳美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６号
滋賀県湖南市三雲1245番地98、前住所大津市和邇中151番地の１　パル151―207号室
債務者　井代　昌人
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４５２号
京都市右京区梅津南上田町４番地26
債務者　細見　晴美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４５号
京都市右京区嵯峨野開町27番地　ジョイ嵯峨野307号
債務者　角田さおり
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９９号
京都市伏見区石田大山町36番地　グリンハイム轟403号
債務者　山本　能孝
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
京都市山科区西野岸ノ下町15番地７　プラモーションアベニュー107号
債務者　峯田　佳知
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
京都市伏見区石田森南町34番地　都市再生機構醍醐石田団地29―205
債務者　齊藤　英彦
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
京都市伏見区向島本丸町65番地　ビラクレール101
債務者　谷本　正之
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
京都府城陽市寺田今堀29番地の99
債務者　シャンヌこと　鈴木　育古
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
京都市右京区太秦朱雀町１番地６　フラッツ７―304
債務者　安田文子こと　安田フミコ
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
京都市南区東九条南河辺町53番地　キャニオンテラス107号
債務者　山本　茂生
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７４８号
兵庫県赤穂市砂子132番地の５
債務者　炭谷　信吾
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８８０号
兵庫県姫路市別所町佐土１丁目60番地　ヴェルジュール別所Ａ101
債務者　米澤　慎一
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部